

本件事故当時、福島県外に居住し、大熊町のアパートを賃貸していた申立人が、営業損害等の損害賠償を求めた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 損害項目

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の期間における下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1	逸失利益 （申立人所有建物の賃貸が不可能になったことによる逸失利益）	（使用期間を基準として） 自 平成23年 4月分 至 平成23年 8月分	273万8379円
2	その他の損害 （一時立入費用、住民票取得費用、住宅ローンの遅延損害金負担増加分）	（負担期間を基準として） 自 平成23年 3月11日 至 平成24年 8月31日	2万2064円

2 和解金額

被申立人は、申立人に対して276万0443円を支払う。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年6月5日

（仲介委員 中村芳彦）